第3回浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会会議録

会議名	第3回浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会
日時	令和 2 年 7 月 14 日 (火) 15 時 00 分~16 時 40 分
場所	浜田公民館研修室 1·2
出席者	委 員 9名(代理出席者1名) 市 9名(事務局5名を含む)
次 第	 開会 議題 (1) 新たな算定項目について その他
会議資料	別紙のとおり

(開会 14:57)

1 開会

【事務局】

皆さん、こんにちは。定刻より若干早いが、ただいまから第3回まちづくり総合交付金制度改 正検討委員会を開会する。

議事に入るまでの間、進行役の方を務めさせていただくので、よろしくお願いする。

最初に資料の確認をさせていただく。お手元にレジュメがあり、右上の資料ナンバー、資料 1 から資料 4 まで本日お配りをしている。レジュメの裏側が出席者名簿になっている。1 点、(4) の「市の職員」は、生涯学習課の村木課長が急遽欠席となり、本日代理で同じく生涯学習課の古城係長にご出席いただいている。

【委員長】

皆さん、こんにちは。第3回となった「まちづくり総合交付金制度の改正検討委員会」ということで、前回、活発な議論をいただき感謝申し上げる。前回は「加算」ということを主に議論したが、そのなかで1つは「高齢者加算」、もう1つは「若年人口加算」、この2つの「加算」という点については、皆さんから同意をいただいたのではないかな、と思う。そこで、「具体的にどれくらいの金額がどうなるのか」という「基準」を今回は主に検討させていただきたい。

もう1つは、委員からご提案いただいた件についても、あわせて今回議論したいと思っている ので、皆さん方、活発な議論をお願いしたい。

また、加算の基準を策定するにあたって、やはり、我々としては浜田市民に「こういう根拠で、

こういう理由で、こういう加算を設ける」というような説明ができるようなものにしていく必要があるのではないかな、と思う。その過程で、皆さん方にご意見をいただきながら決めたいな、 と思っているので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げる。

【事務局】

それでは、これより議題の方に入らせていただく。議事進行については、当委員会設置要綱の 規定により委員長が議長を務めることになっており、これより先の議事進行については委員長に お願いしたいと思う。よろしくお願い申し上げる。

2 議題

(1) 新たな算定項目について

【事務局】

~資料1について説明~

新たな算定項目の追加にあたり、様々な指標を用いた方が良いということで、前回の検討委員会の中で「辺地」という視点を取り入れてみてはどうか、というご提案をいただいた。まず、「辺地」という地域は、交通条件や自然的な部分において「他の地域と比較してちょっと厳しい」というような条件の地域とされている。

どういった要件でその厳しいというところを判断するのか、というところだが、「辺地法」というものがあり、そちらに辺地の要件が定められている。辺地を指定するにあたり、まず該当のエリアの中心点を決める。その中心から例えばバス停までの距離や病院までの距離、小中学校までの距離等を計測し、その距離に、これも法律で決められている数を掛けて「辺地点数」をはじき出す。その点数が一定以上を超えれば「辺地」と見られるという仕組みになっている。

今回「辺地点数」を独自でも出してみたのだが、その中心を決めるにあたり、本来「辺地法」で定められているのは「固定資産台帳に登録された宅地の区画が最高の地点」というふうに決められてはいるのだが、今回計算した辺地点の計算においては「各まちづくり推進委員会の公民館」を拠点に計算をさせていただいた。これは、今後「公民館を拠点に」ということで市も進めているので、公民館ということで、そこを拠点に試算した。

~事務局より説明(資料2)~

ただ、辺地点の点数を見ると、その隣にある高齢化率と同じような傾向、比例しているのではないかなと、私は思っている。なので、今回「辺地点」というご提案をいただいて点数を出してみたが、今回の加算の計算においては市民の方により分かりやすい「高齢化率」、この数字については市のホームページでも毎月公表しているので、そちらの方を使っていきたいなと考えている。まず、実際の算定の結果に入る前に、ちょっと考え方を、いろいろな指標の説明をさせていただいた。

【委員長】

ここまでのところで何か不明な点はあるか。

今の説明だが、繰り返すが、辺地点を新たに計算していただいたものが資料 2 の左のところ。これと、その隣の高齢化率とが、これは計算してみると分かるのだがほぼ比例している。比例の一致度が高いということがざっと見たら。当然、前後ということはあるが、近いのではないか、というような結果が出たということだ。ということは、つまり、「辺地点の点数を考慮する」ということと「高齢化率を考慮する」ということは、ある程度代替が可能なのではないか、ということがこの計算から導き出せるかなというふうに思っている。

何かあるか。

【委員】

前回の会議のときも私は申し上げて、今こうやって事務局の方で辺地の点数も加味してみて、 試算をしてみた、と。非常に有難い。と言うのは、誰でも口ではいろいろ厳しいと言えるのだが、 やはり数値化して見える化していけば非常に分かりやすく、皆さんに説明しやすい。基本的に、 地域づくりやまちづくりというものは、その地域の状況というものを背景に持ってこないと、何 をしても公平公正感がないと思っている。

こうやって辺地点がせっかく出てきたのだが。この点数の項目、いろいろな物差しは数えきれないほどあるのだが、そのなかで、例えば今、辺地の地域で私たちが 1 番困っているのは日々の暮らしの商店。豆腐 1 つ買えないのだ。私たちの地域では 20km 先に行かないと豆腐屋がない。そういった地域の云々を考えたら、最寄りのお店までどのくらいの距離があるのだろうか。あるいは、病院への通院がある場合には、家から JR の駅まで行かないといけないため、JR までどのくらいあるのだろうか、とか。「バスの停留所まで」と言われたが、どう計算されたか分からないが、バスの停留所までは行けるが、1 週間に 1 回しかない、それも 1 便しかないので、全然バスはあっても利用できないのでタクシーで動く人が多いわけだ。結局、病院に行こうにも買い物をしようにも、1 週間に 1 回ですし、1 便だし。その時間にどうしてもスケジュールが合わないので、ということもあり、その辺りの苦労の度数というものを拾われたかどうか分からないけれども、その辺のことはどうなのか、と思う。

【事務局】

確かに、今回公民館を中心とさせていただいたので、だいたい公民館の周辺はバスの停留所が ほぼほぼあるため、近い距離しか出なかった。なので、点数的にも、そこは高い点数はでなかっ たということになる。委員がおっしゃるとおり、確かに距離は近いけれども、その便が何便来る のかというところが、確かに重要だと思っている。辺地法の計算の中では、確かに便数が1週間 何回あるのか、何往復するのか、ということは計算するようになっている。今回は省略させてい ただいたので、この点数のなかには反映はしていない。

商店までどれくらい距離があるのかということも、確かに交付金の算定の加算に入れる・入れないは別として、そういった地域の生活実態というのは市としても支援していくうえで把握しておかなければならない事項の1つかなと考えている。

【委員長】

今回のまちづくり総合交付金というのは、もともとは公民館を拠点として活動するということで、どうしても何らかの基準を設けざるを得ない、と。委員がおっしゃるとおり、住んでいる方の利便性というのも相当差があるということも重々理解できるのだが、ただ一方で、何らかの統一した基準のもとに計算しないと比較ができないということで、なかなか限界があるということはおっしゃるとおりかなと思っている。

他にどなたか。

【委員】

元に戻るような話なのだが、ちょっと聞いてもらったらと思う。

先般、三隅自治区地域協議会で交付金のことについて、私が2回目までの説明をさせていただいた。その中で、まちづくり総合交付金の分配方法について、今までの方法が適正なのかどうかということを随分各委員から言われた。

というのも、5 年間のまちづくり計画を策定して事業を実施している地区もあれば、そうでないところもあると。その事業をやっているところは交付金が足りない、と。予算を増やしてもらえないか、という話が最初に出た。それは、私が説明で「もう1億1,000万の上限は決まってい

る」と。「これはちょっと、どうにもならないのではないか」と言ったのだ。そうすると、「その 上限がもう決まっているのならば、基礎額と活動費の比率を考え直すということはできないか」 という意見が多数出た。「それはもう前回から(議論をして)来ているので、そういう話はするの はするけど、もう1回元に戻るようなものになる」と答えれば、「そういう点を考えて、実績を重 視して、活動費を多くする配分に何とかならないだろうか」という意見が出た。

一応、そういう地域協議会の多数意見だったということを今、言っておく。

【委員長】

非常に悩ましい問題で、一方で基礎額というのは先ほど説明があったように面積割、世帯割、 均等割りという形で算定をしていて、これはまさに言葉どおり基礎的な部分である。これを原資 として活動されているところがある。その上に、2 階部分として活動費があるのだが、この比を、 つまり(資料 1 にある)B の方の割合を大きくして。

【委員】

そうだ。

【委員長】

ということだ。これはまた、地域によってかなり議論が分かれる部分であるかな、と思うが。

【事務局】

基礎額を減らして活動費の割合を多く、ということなのだが。基礎額も1度、以前の改正のときに減らした経緯もある。活動経費や活動資金が足りないというご意見なのだけれども、そこもメリハリをつけるというところで、事業を積極的にされるという団体におかれては、課題解決特別事業の方に是非ご申請いただいて、事業の方に取り組んでいただければと思っている。

【委員長】

そのために、課題解決特別事業に申請いただきやすいような。

【事務局】

そういった人的支援体制も市の方で一緒に取り組んでいけたらな、と思っている。

【委員長】

これまで以上にそこら辺の支援をちょっと手厚くしていただいて申請を。

【事務局】

事業設計、計画づくりのところから市の職員も一緒になって取り組んでいける体制を作っていけたらと思っている。

【委員】

一応、基礎額を減らして活動費を上げるということは全く考えられていないということで良い か。

【事務局】

今回の改正では考えていない。ただ、交付金も 10 年間やってきた。来年度以降も第3期ということで、もうあと 5 年の予定をしている。制度もその都度、見直しをかけていく必要があり、交

付金の在り方も引き続き検討・検証・改正が必要かなと思っている。

【委員長】

ここ、ちょっと難しいのが、委員のところはたぶん基礎額を減らして活動費を上げてもらいたい、というご意向はあると思うのだが、他のところは逆のご意向があるところもたぶんあるのではないかな、と。そこら辺はかなり難しいところがあるのではないかな、と思う。先ほどご説明いただいたように、基礎額を前回(の改正で)減らした部分もあるので、もう少し減らして、ということ。もっと減らした状態で活動費を増やすということも、1 つの考え方かと思うのだが、それを考えると相当大変なことになるかなというふうに思う。皆さん方のそういうふうな合意があるというのなら良いのだろうが、それを仮に検討するならばもう少し、かなり議論を追加しないといけないのではないかなと思うが。

まずはちょっと置いておいて、他のご意見を伺えればなと思う。

【委員】

今の意見も随分気になるところであり、先般の行財政改革推進委員会で砂川副市長に申し送りをしていたが、そのことはまた後から出るのだろうか。

それとは別に、資料 2 を初めて見たので気になったところがあるのだが、右端の 3 つくらいのところに「区分」というものがある。「単一」とか「複数」とか。「公民館」と「小学校」というのがあり、かなりの額が交付されているのだけれども。「公民館」と「小学校」というのはどういう仕組みになっていて、そしてこうした大きな金でどういった事業をされているのか。

【事務局】

どういった仕組み、というのは組織の体制ということか。

【委員】

そうだ。

【事務局】

これは組織のエリアが公民館単位のエリアか、小学校単位のエリアで組織されているのか、という表現になっている。なので、18番以降はすべて公民館単位で組織が作られているということを意味している。

【委員】

例えば、6番の「みはし地区まちづくりネットワーク」というのは、みはしは石見公民館だったか。

【事務局】

分かりにくい表で申し訳なかったのだが、みはしについては小学校単位で組織をしている。

【委員】

小学校がそのまま、まちづくり推進委員会になっているということか。

【事務局】

エリアが同じということだ。みはし小学校の校区の町内会・自治会さんがみはし地域のまちづくり推進委員会の構成団体となっている。

【委員】

小学校校区ということか、ここに書いてあるのは。

【事務局】

そういうことになる。分かりにくい表で申し訳なかった。

【委員】

事業というのはどのようなものなのか。

【事務局】

みはし地区まちづくりネットワークさんは部会制を敷いており、特に防災に力を入れていらっ しゃるのだが、防災部会による避難訓練や避難所の運営シュミレーションをしたり、薪ストーブ などを自分で作られて、みはしフェスタという小学校のイベントのバザーで売ったりされている。

【委員】

分かった。

この「交付可能額」というのは計算前だけのお金ではないのか。

【事務局】

計算前?

【委員】

ここにある「辺地点」については当然後からのものなので、この「交付可能額」の計算には入っていないと思うのだが。

【事務局】

こちらの可能額につきましては「令和 2 年度の交付可能額」となっている。なので、加算の額については反映してはいない数字になっている。参考までに掲載させていただいている。

【委員長】

なので、これは「可能額」という言葉がちょっと分かりにくいが、上限で、ここまでが交付される。まぁ、実際にはこれがたぶん満額交付されるということか。

【事務局】

この金額までなら申請ができる、という金額だ。

【委員】

分かった、了解した。

【委員長】

他にどなたか。

【委員】

先ほどの委員さんの意見についてだが。

活動を十分にするところは、活動費が重点的にないといけないということは私も理解するし、考え方としては良いのだが。私たちの地域は、この資料 2 を見ていただければ一目瞭然だが、地域によっては非常に条件が厳しいところが多い。特に郡部は、年々高齢化率も高くなるし、世帯数も少なくなるし、動ける人間というものが非常に少なくなっている。しかしながら、地域を活性化させるための活動というのは、人口が多いところ少ないところに関係なく、一定の活動費はないと難しい。そうなってくると、基礎額を限りなく少なくされると、非常に、基本的な活動をする資金が少なくなってくる。世帯数も少ない、人口も少ない、そこへもっていって単価を下げるというようなことをしてもらうと、どんどんどんどん弱小集落、町内会の活動費は少なくなってしまう。そうなってくると、やりたくてもできない事業がいっぱい出てくる。そういうことが起こり得るので、基礎額はむしろ上げていただいてでも、総金額を上げてもらえば良いので。活動費もそれは十分活動ができるところは上げていただくのですが、基礎額を少なくしてもらうと非常に困る。

実際、私のところはこの表のなかで 22番のまちづくり推進委員会なのですが、当初これがスタートしたときよりも、47~48万円も少なくなって交付されており、年々(交付額が)少なくなってきているのが現実だ。そういうことで、あまりこれをやっていただきたくない、という意見である。

【委員長】

恐らく、今おっしゃっていただいたように、各地域の事情によってそういうことがあるのかな と思うので、それをどこまで検討して反映させるか、なかなか難しい問題なのではないかな、と 思っている。

他にいかがでしょうか、どなたか。何でも構いませんが。

【委員】

この話が話題になっているので、続けていきたいと思うのだが。

先ほども言ったように、前回の行財政改革推進委員会での(私の)意見を聞いていらっしゃらないのか。

私があそこで申し上げたのは、まちづくり推進員会の他にも90いくつかの単独自治会にも同じ ような要件で(交付金を)出しているということがあった。そうしたなかで「共通してこれはま ちづくり活動でしていただきたい事業」、こういう予算を使ってですね。それと、どういうことを されているか詳しく存じ上げないなかでの話だが、単独自治会等であれば本来、自治会費で行う べき事業もかなり入っているのではないかと想像される。私たちは、年間1万2,000円の自治会 費を払うが。ほとんどのことがまちづくり活動と言えばまちづくり活動になるけれども、そうし たものを会費でやっている。これを公平にするために、まちづくり推進課の方で「交付する金額 においてやってほしい事業はこういうものだ」と。特に特色を出してやりたいものは、今の課題 解決特別事業をやられれば良いと。それはもちろんそうなのだが。「そうしたところの主だったも のを挙げてみてください」というふうに言ったのだ。たまたま、まちづくり推進課の方は三隅に 行かれていて誰もいらっしゃらなかったが、砂川副市長が「それはよく伝えておく」という話だ った。そうした共通認識の事業があって、それ以上のことはこのまちづくり交付金でやるのであ れば当然中間査定をするとか検討しないと、やっている事業について単独の会費でやるところも あれば、もらった交付金でやるというところもあるようでは、これは些か基本的な考え方がずれ てくるので。そういう共通認識をもつために、そういうものを挙げてください、と。行財政のリ ストの中にもそういうことが書いてあったはずだ。ということを申し上げた。

そこを聞いてから今のような話を進めていけたら、というふうに思う。

【事務局】

先ほどの話は副市長からも伺っている。

行財政改革のなかで「協働の推進」という項目というかテーマがある。その中で、地域の自主的な活動の在り方というか、それを進めていく仕組みということで、例示として共通で取り組んでいただく項目をお示しするというふうな表現になっていたかと思う。

具体的な地域での取組み項目というのは、やはり地域によって異なると思うので、市の方で定めて「それを必ずやりなさい」とか「これだけはやってください」という例示と言うか、お示しして「これをやりなさい」ということは難しいと思う。

ただ、例示として、例えばだが、環境問題や子どもの教育や高齢者施策、福祉問題といった地域の特色、実情に応じた取組みを地域で進めて行きましょうというお話はさせていただいているので、そういったところを踏まえて、地域で地域の課題を見付けていただいて取り組むのが「協働」であると思っている。

確かに具体的な例示をこれまであまりはっきりとお示ししていなかったことは申し訳なかった と思うので、改めて機会を捉えて分かりやすく説明できるようにしていきたいと思う。

【委員】

それは、いつ頃やられるのか。そういう話を(説明することは)。

【事務局】

各自治区でまちづくりの連絡会議等あるので、特にそういった場でも説明をさせていただこう と思う。

【委員長】

今の例示の件なのだが、その例示を前提としてこの仕組みというもの作らなければならないのか。それとも、それとは切り分ける感じか。

【事務局】

今の例示はさせていただくが、それはそれで、各まちづくり委員会の活動というのはその例示 を踏まえていただくというか、参考にしていただいて、この交付金を活用して行っていただけれ ばと思っている。

【委員】

私が特に強調したいのは、各単独自治会の活動の話を少ししか聞いていないが、そうしたなかで、先ほど言うように本来自治会費でできる部分ならそれでやるのが当然。そうすれば、その部分が浮くのだから、事業に回るお金がグッと増えるということだ。だから「こういうことに使っちゃダメですよ」という部分ははっきりしないと、モヤモヤモヤッとやる。そういうことを言いたかった。

【委員】

委員さんがおっしゃることは当然だと思う。これについて、私は市の方の指導の中身にも随分 責任があると思う。

先般のまちづくりの条例検討委員会でも話があったので委員さんはよくご存知かと思うが、実は浜田地域の場合には「まちづくり推進委員会を今後作る気はない」と、「作りません」とおっしゃった。「各地域には自治会があって、自治会連絡協議会というものを設置して、そのなかで十分協議しながらまちづくりという課題に取り組んでいるから、あえてまちづくり推進委員会を立ち

上げる必要はないのだ」というふうにおっしゃった。ややそういう意見だったはずだ、委員さんも覚えていらっしゃるかと思うが。

そういう考え方があったわけだ。だから、まちづくり推進委員会をつくらなくても、単一町内会・自治会、複数自治会関係、これにも金額は違うけれども、まちづくり総合交付金の交付をされているのだ、ずっと。だから、委員さんもおっしゃったような中身の課題が湧いてくるのだ。

自治会というのは自ら立ち上げた組織であって、行政主導のなかで活動しているわけではない。 自分たちで会費を出して活動しているのだから、何に使っても文句はないはずだ。だが、交付金 というのは税金だ。これは何に使っても良いというわけにはいかない。やはり市民の大事な税金 だから、ルールどおりに使わなければならない。そういうような内容だから、もう少し、このま ちづくり交付金のルールというものには「まちづくり委員会ができたところでなければ、この交 付金は出しませんよ」ということを明確に、確か謳ってあると思うのだが。「それを作らなくても、 自治会単位でも出しますよ」ということをやっているから混ぜ飯で作っても良いような格好にな ってしまっているのだ。

私はやはり、そこらのメリハリというものをきちっとされた方が良いと思う。市の方も「基本的には今後、まちづくり推進員会をしっかりつくっていただくように指導を進めて行きますよ」というお答えであったから、間違ってはいらっしゃらないし、気が付いていらっしゃるということはよく分かったけれども。そこらの違いが生じて今のような問題が出ると思う。以上。

【委員長】

副部長、何かあるか。

【事務局】

1点良いか。

条例検討委員会のなかでの話は「まちづくり委員会をつくらない」という趣旨ではなかったか と思う。地域協議会の話だったかと思う。

それと、最後におっしゃられたが、まちづくり委員会について、浜田自治区では確かに今できていないところがたくさんあるので、それは設立に向けて行政も全面的に支援して設立準備していく。昨年度は3団体ではあるが設立もしており、今も設立に向けて準備を進められている団体もあるということだけはご理解いただきたいと思う。

【委員】

若干、委員長さんが提案された分からちょっと進みすぎているが、そういう話になっているので(議論を続ける)。

今の2人の委員がそれぞれおっしゃることはもっともだ。私たちのところでも防災訓練などを やっているが、それは全部自治会費でやっている。自主防災組織を立ち上げて、非常に苦労もし ている。今のこの交付金を当てにせず、「自分たちの地域のことだから」と言って自分たちで会費 を出してやっている。

まちづくり委員会という組織を苦労して作ったところと、そうでないところと、同等の並列的な議論をするから、今のようなことが起こってくるのだろうと思う。基本的には、先ほど委員さんがおっしゃったように、協働のまちづくり条例というものがあり、コミセン部会というものがあり、まちづくり推進委員会の認定要綱というものがあり、そしてその認定されたところには総合交付金を交付するという制度が順列に並んでいるのだが、どうも最後でモヤモヤッとなる。いろいろな活動をするためにも支援をしていかないといけない、ということは分かるが、そこら辺のメリハリがついていないから、いろいろなところで不平不満が出てくる。できたら、どこもが良くなるようにしたいが、そこら辺の線をはっきりしておかないと、いつまでたってもこの話は

行ったり来たりする。

それで今、委員さんがおっしゃったように、この間の会議ではそのことはなかったかと思うが、 浜田自治区・旧浜田の場合は「いろいろな事情があるからもうこれ以上つくれません」という意 見があちこちで出たという経緯もあり、皆さんの耳にそれが入っているから、この議論になるの だ。

そういうことで、この検討委員会が始まったときに「今までの交付金については、何とか額を守りましょう」と。1億1,000万の上限があるなかで何とかしましょう、と。今回は抜本的な改正をするということだったので、できれば全部ガラガラポンで、もう1回考え方を整理していくということが筋だろう。金額的な条件が上下にあったらなかなかそこも難しい。前回も事務局の人に「無理だけれど頑張ってね」と言ったが、この1億1,000万円が動かない限りは、いろいろな算定項目を持ってきても、どう考えても結局動かない。どんな地域も守ってあげながら、頑張っている地域も何とかしてあげようとしたくても、できない。今出ていた自治会のやるべきことは、それはそれで整理していけば良いが、なかなか流れとしては難儀なところがある。それを上手くクリアしようと思えば、そういった額(の上限)を上げる方法しかないと私は思う。

前のときも言ったが、この物の考え方というのは、浜田市もそういった形で恩恵を受けている交付税の制度をベースにしていくと、非常に物事が分かりやすいと思う。大きな世帯数割とか何とかで基礎額を決めるが、基本的には世帯の多いところは(交付額を)少なくする、少ないところは(交付額を)多くする、これが恐らく税の交付の考え方なのだ。浜田市もそういった形で交付税をもらっていると思う。(世帯数や人口が)少ないところほど苦しい。暮らしがしやすいところには人が集まり、子育てがしやすいところには子どもが集まり、そういう条件が不利なところには人も子どももいなくなる。子どもがいなくなるということは、すぐ先は消滅。そういった条件で、狭間で頑張っているところ云々ということを考えていく、バランスの取れた交付金制度をこの際、作っていかないと。当たり前のケースだけ並べて、というのはいかがなものかということはずっと、前回も申し上げている。その辺のことを解決しようと思ったら、この会ではどうにもならない。額を増やすしかなく、なかなか難しい。まだまだ測る物差しというのはもっとあるわけだが、そこまではできない。だから考え方は決めて「だがしかし今の状況ではこうだ」という整理にしていけば、いろいろな話があったとしても「十分考慮しています」という話になると思うのだが。その辺のことと、現実と理想とがうまく噛みあっていないということが今の課題だな、と思っている。

そういったところで整理をしていかないといけないのだろうと思う。分かっていて、今の額を補償するのならばまだ良いが、そこを当たり前のものだとしたら「何事か」という話も出てくるわけだ。自治会でやるべきことは今までもこれからも自治会でやっていく。だから、これをすり替えてはいけないだろうというのが現時点だが、(交付額を)下げるわけにいかないから苦労をされると思う。

【委員長】

メリハリをつけるというのは、先ほどの説明をもう1回繰り返すようだが、一応基礎額のところで反映されているというふうに私は解釈している。それが不十分だということを委員は言われたいのだと思うが、どうか。

【事務局】

メリハリと言うか、交付金の算定ルールの考え方は、いろいろなお考えがあるかと思う。ただ、そういった考えを踏まえるなかで、基礎額の均等割や世帯割、それから面積割、それから今回先ほど説明した高齢化割や辺地割、そういう地域特性を踏まえたうえでの算定方法も導入するべきか、ということで、今回提案をさせていただいているので、その辺りも踏まえてご議論いただけ

ればというふうに思う。

【委員長】

繰り返すが、もともと基礎額のところである程度のメリハリをつけているのだけれども、それをもっとメリハリをつけるという意味で今回加算額というような形を検討しているという状況かと思っている。

他にいかがか。

【委員】

いろいろな意見が出ているが、結局、推測のようなものの考え方なので、令和元年度、2 年度の単独自治会も含めて実績報告・予算の報告というものを閲覧できるようにしてほしい、全部を。 そうすると、指摘がしやすい。「これは一般的に自治会費でやっているのではないか」とか。今何をやっているか分からないから、意見が出せない。

いっぺんには良くならないので、そうした指摘を繰り返すうちに、3 年くらいやっていけば、 自治会費でやるべきものと交付金でやるべきものとが、だいたい定着していく。課題解決は結構 一生懸命やらないとできないので、それはそれでやる、というふうにしてもらえれば。

ホームページで全部を載せるのは大変だろうから、閲覧できるように(課にファイルで)積んであれば見に行く。ぜひ、そういうことをしていただきたい。

【事務局】

提供の仕方については検討させてもらおうと思う。それと、交付金の閲覧と言うか、公表については、交付金部分の使われた部分の内容になろうかと思う。出し方については検討させていただきたい。

【委員長】

今、委員が言われたとおりかな、と思う。すぐに変えるということはなかなか難しいと思うので、浜田市としてどういう考え方をされているのかを示したうえで、時限期間を設けて徐々にそういうような形に。「こういうようなものは適切ではなくて、こういうようなものに使ってもらいたい」というような形で、若干時間を設けたうえで進めていくと良いのかなと思う。

そういった件で、ご検討いただけたらと思う。

【事務局】

はい。

【委員】

今回、辺地というものを取り入れてもらい、非常に物が見やすくなったが、この「どこを基準にするか」ということで、私の考えと少し異なる。

基本的には、今おっしゃったように、その区域の中の土地評価額が1番高いところを基準点に すると思うが、現実的に考えたときに、過疎化が急激に進んでいることを考慮する必要がある。

例えば、私の住む地域は約 40 kmある。そのなかで、基準点とされた公民館は、他所の地域から 私の住む地域に入って 100m か 150m くらいところにある。実際には、そこから 20km 先の範囲 の仕事を皆でしている。基準点の作り方はいろいろあり、辺地はこういった広範な地域を指定する制度ではないのだが。若干の誤差というものはお互い理解するとして、基本的には、大型の縦横を見て、その中心点あたりを基準点としながら測っていく、ということをすると、結構現実に 近いようなものになると思う。特に、ここで辺地というものを作ろうとすれば、そこの辺をぜひ

お願いしておきたい。

また、さっき言ったように、そういう地域では暮らしが大変なので、「商店まで」という基準は落とせないと思う。また、浜田市や益田市の病院への通院もあるため、「JR まで」ということは絶対この算定の項目に入れてほしい。「バスの回数も」と言えば、段々(算定項目が)増えていくので、そこはまぁ別にしても、そうして一応点数が出て見れば、この9人の委員でも「点数が高いところが厳しい」と気づき「こんな地域があるのだ」ということを共通認識としたうえで、物事を議論していくということができれば非常に丁寧だと思う。

先ほどまでの僅かな(金額の)差の議論をするのだから、「辺地点を基に議論したが、額は増えなかった」という結果になるかもしれない。だが、「各地域にはこういう状況がある」ということを公開・公表すること自体に、1つの大きな意味があると思っている。それの状況を見て、お互いが「皆で支えあおうよ」という気持ちにならなければいけないと思う。

前も言ったかもしれないが、広島県三次市は1万人のまちづくり推進委員会と400人のまちづくり推進委員会がある。(人口規模に)大きく開きがあるが、交付される額はほぼ同じ。どちらも1,000万円。町場の人に「(金額に対する人口規模の差について)何か言われませんか」と聞いたら、「大変なのだから、それは理解するものだ」とおっしゃった。そういう先進的な地域もあるのだから、抜本的改正において少しはその辺の考え方も取り入れながらやっていきたい。この考え方であれば、「辺地」の考え方と、あるいは浜田市一体的な考え方というものがマッチするのだ。ぜひともそういったことを考慮しつつ、物事を決めていきたいなと思う。

【委員長】

議論がかなり多岐にわたってきたのだが、事務局から何かあるか。

【事務局】

辺地の点数の捉え方について、先ほどいくつか例示をいただき、項目で点数をつけてほしいということがあった。一応、今日お示しした資料の辺地点は、イコールではないが、国の辺地の考え方に基づいて、点数を取らせていただいた。

35 ある各地区に対し、それぞれ地区割をして拾い出しているので、それを全部、今おっしゃられたような基準に置き換えるということになると、ちょっと時間をいただく必要があると思う。 点数についても、最初の説明のときにもあったとおり、これだけをもって交付金の額を算定するということではないので、1 つの指標ということでご理解をいただければというふうに思う。

それから、三次市の事例もいただいた。これもいろいろな考え方があろうかと思う。一方では、 人口が多いとそれだけ様々な活動や取組みも必要だということで、多くの交付金が必要だという ご意見もいただくこともある。こういったことも踏まえるなかで、高齢化率であったり、今回の 年少人口によって差をつけたりというようなところで、10,000人と 400人が同じような金額には ならないかもしれないが、そういった背景や状況を踏まえたうえで、配分の方の差をつけさせて いただきたいと思う。

【委員長】

今、事務局がおっしゃったことについて、私も同じ考えだ。辺地に対してより手厚くというご 意見があるということは重々承知しているが、一方で、人口が多いところや若年人口が多いとこ ろにもニーズや需要がある。やはり、全体的に考えないといけないのではないかと思う。

ということで、何度も繰り返しになるが、もともと基礎額である程度メリハリをつけてあって、 今回さらにメリハリをつけようということで「加算」ということを検討したいというものなので、 それが不十分だということはおっしゃられるとおりなのかもしれないが、ただ何らかの形で基準 を設けないといけないことを考えると、このような形になるのかな、と思う。お考えによって、 それぞれ「そうではない」という方もいらっしゃるだろうが。 いかがか。

【委員】

資料2のところで質問というか、分からないところがあるのだが。

資料 2 の終わりの方に活動費があり、そのうち 200 万円のところが 4 件ある。世帯数が 1,500 世帯以上で 200 万円になるのだが、良く分からないのが、22 番が 200 万円になっていることだ。 22 番のところは世帯数が 300 しかないのだが、これはどういうことか。

【事務局】

縁の里まちづくり推進委員会さんは、小国と波佐の2つの公民館の単位で組織をされている。 よって、公民館ごとに100万と100万が活動費となり、合計で200万円という算定になっている。

【委員】

分かった。公民館が2つで1つのまちづくり推進委員会になっているということだな。この表を見ただけでは分からなかったもので、申し訳ない。

【事務局】

申し訳ない、説明が不足していた。

【委員長】

よろしいか、いかがか。

それでは、また議論が戻る可能性はあるが、今回、事務局に基準で計算した結果をせっかく用意していただいたので、それの説明をまずは聞いていただき、必要であればまた議論に戻りたいと思う。今日戻ることは難しい気もするが、まずは資料3の説明をお願いする。

【事務局】

~資料3 について説明~

【委員長】

ちょっと補足の説明をさせていただく。

パターン $1\sim9$ と書いてあるのだが、実際には、例えばパターン 1 からパターン 7 までのものからどれかを選び、なおかつ、パターン 8 とパターン 9 のうち、どちらかを選ぶということが前提となっている。

と言うのも、先ほど、あいさつのときにも申し上げたとおり、前回のところで高齢化率の加算と年少人口の加算について「両方やってはどうか」ということで、おおむね合意をいただいたと考えている。 $1\sim7$ は高齢化率を 65 歳以上とするのか 75 歳以上とするのかというなかで、どの基準にするのか、ということである。それから、 $8\cdot9$ は年少人口加算になる。 $1\sim7$ までのどれかと、 $8\cdot9$ のどれかを組み合わるというようなイメージをしていただければと思う。

なぜこの金額なのか、ということだが、結局は予算の関係上だ。「このくらいであれば可能なのではないか」という基準で、事務局が計算されたというふうに考えていただければと思う。

それで、言うまでもないかと思うが、市平均が高齢化率は 36.67%なので、36.67%以上なのか、 50%以上なのか、もしくは 36.67%以上 50%未満なのか、50%以上なのか、それが 5 番になるが、 そういう組み合わせになっている。そういうような形で見ていただければと思う。

何か質問があれば何でも。

【委員】

前回の説明の際、(加算できる額の) 予算が 600 万円だったと記憶している。だが、これを見ると 2 番で約 300 万円、もう 1 つの 8 番をとっても 100 万円で、合計 400 万円である。最初 600 万円と言われていたが、これではちょっと足りず、掛率が低いと思うのだが。

【事務局】

前回の説明の際にも少し説明はさせていただいたのだが、600 万円の中には新たにまちづくり推進委員会ができた場合に加算される金額も含んでいる。そのため、600 万円をめいっぱい使ってしまうと新たにまちづくり推進委員会ができたときに出すお金がなくなるという状況だ。

【委員】

分かった。

【委員】

資料 3 の加算額全体を見れば、ざっと 2,000 万円ちょっと。全部に該当すれば、これだけの加 算額になるというわけだ。原資は変わらないのに、本当に可能なのか。

【委員長】

そういうことではなくて。

先ほど申したとおり、 $1\sim7$ のどれかと $8\cdot9$ のどれかを 1 つずつ取るということ。単純に加算総額だけで計算すると、(金額の大きい) 2 番と 8 番を取っても 400 万円くらい、ということになる。そのなかで、全体の額はだいたいこうなっているが、そのなかでよりメリハリをつけるか、それとも広く加算するかということを検討していただくと思っていただきたい。

【委員】

分かった、少し勘違いしていた。

基準額はもちろん増えないし、総額は当然増えることはないだろうから、なかなか難しいのかなという気もしなくはないが。

【委員】

高齢者加算そのものについては、だいたい理解できる。もともと、「地域の活性化」を1つのベースにおいて物事を考えているのであれば、高齢者が多いところを活性化することは大変だ(から加算は理解できる)。

逆に、年少人口(が問題)だ。年少人口について、「子どもが集まるところは条件の良いところ」という観点からする、少ないところというのは共育をはじめ、子どもを介して活性化させようとすると大変だ。他所からいっぱい連れてこないと、そういった事業ができない。

議論が最初の方に戻るが、委員さんがおっしゃったように、どのような事業をされているかということがベースにないと、なかなか議論が難しい。そういったような物差しが必要だと思っている。確かに、子どもが多ければ大変だということも分かる。しかし、それだけでカウントするのはいかがなものかと。子どもがいない地域のことも考えて、反映する必要があると思う。

【事務局】

子どもが多い少ない、高齢者が多い少ない、いろいろな地域がある。年少人口が多いことによって加算するということは、1つには委員がおっしゃられたような考え方、活性化できる地域で

あるというような見方もあり、また子どもが多いということで、地域において様々な取組み、子育ての支援や教育の支援や子どもの出会いの場、親子のふれあいの場を作るといった取組みをしている地域もある。そういったところでは、こういった年少人口に対する加算というのは望まれていると思う。

逆に、子どもが少なく高齢化が進んでいる地域については、上の方の高齢化率の加算のところでしっかり支援をしていきたい。そういった棲み分けをすることで、それぞれの地域の状況に応じた支援ができるのではないかと考えている。

【委員長】

よく例に出てくる「みはし地域まちづくりネットワーク」に関して、私もみはし校区に住んでいるのだが。やはり、子どもを支援するような活動をかなり積極的にされていて、労力もお金もかなり使っていらっしゃると思う。そういうところに対して「もっと背中を押してあげたい」ということも、一方ではあるのではないかと思っている。

事務局がおっしゃったように、「子どもが少ないから呼んでくる」というようなサポートは、どちらかと言えば高齢者加算のところでサポートする形なのかな、と思う。

【委員】

まだちょっと結論を出すのは早いのかもしれないが。1 円でも加算してもらえることを期待するわけだから、特定の限られた地域だけではなくて、1 件でも多くの団体が加算をもらえるように配慮をしてもらった方が良いのではないかと思う。つまり、この3番や4番のように11団体だけが加算対象になるものより、24団体が対象になる方が良いのではなかろうか、と思う。

それと、予算枠に少しは余裕があるようだから、できるだけその加算額が高額になる番号を選んでいただければ良いと思う。

それと、年少人口の場合、総人口の世帯が少ないところは子どもの数も少ないわけだから。これは比率で出してあるが、若者対策は放っておいて高齢者対策だけ力を入れれば良いというのはまちづくりではないので。もう少し考えていただければ、と思う。若い者が元気を出してくれないと活性化はどうしようもない。

【委員】

旭は高齢化率が1番高いところであり、子どもの数もどこを見ても少ないという状態が起きている。この高齢化率を取り上げていただくということは大変有難いことである。ただし、年少の方はちょっと厳しいのではないかな、と思いながら聞いている。

「高齢化、高齢化」と言われても、今の 60 代 70 代 80 代の方は皆さん元気だ。都会に出るほど元気がない、と私は思っている。旭では、70 代の方は素晴らしく元気で、若い者と一緒に 40 代の皆さんと一緒に頑張っている。この旧浜田において、40 代の方と 70 代の方が一緒になって仕事をしたり、ボランティア活動をしたりしているか。私は、していないと思う。そのため、やはり郡部のことを考えていただき、この高齢化率というものを重視していただきたいなと思っている。

【委員】

年少人口を上げるということは、まちづくり推進委員会の裁量ぐらいではとてもできるような話ではない。以前、弥栄でも基金がたくさんある頃にいろいろ提案したが、「弥栄だけやっては公平ではない」ということで施策が打てなかった。そうした意味で、この年少人口(加算)を入れてもらっても、実際にはまちづくり推進委員会で「加算してもらった分、何をしようか」と言うだけで、とても実現できる話ではない。若い世代が U ターン、I ターンしてもらえれば若干(若

年人口が)増えるということだが、子どもに対する条件を提示しようということが、そもそも難しい。「公平ではない」とすぐに叩かれるため、「保育料を上乗せします」などということができない。そうすると、若い夫婦が特に魅力と感じることをまちづくり推進委員会でできるかと言ったら、そんなことはまず無理だ。まちづくり推進委員会でやるのか自治会でやるのか分からないが、子ども会をやるくらいのものだ。

そうした意味で、この年少人口の加算を設けるということはそんなに重要ではないというか、 実がないような気がする。

【委員長】

議論がかなり戻ってしまったが、いかがか。もう時間がかなり限られており、皆さんご存知か と思うが、今日で何とかなるような話ではないのではないかな、と思う。また次回、引き続きこ の議論をさせていただかないといけないのではないかな、と考えている。

ただ一方で、次回どうするのか、という方向性が現時点では定まっていない。私の力不足かと 思うが、どのような形で次回の方向性を持って行けば良いのだろうか。

今回、皆さんにいろいろなご意見を賜ったのだが、賜りすぎてしまい、余りにも(議論が)拡散してしまったというのが正直なところだ。どこまで議論を戻れば良いのか難しいところかと思うが、いかがか。

【委員】

いろいろな物事の考え方があるのだが、ある考え方を皆で出して、それを事務局に「良い方で 検討して」という形にしないと。事務局が一生懸命試算しても、また次の問題が出てきた、とな ったら事務局もたまったものではないはずだ。

いろいろな考えを出して、「だいたい出尽くした」という状況になったら、そのなかから「"これと、これと、これを基準にする"ということを皆で了解した」という形にしていかないと。いつまで経っても、今の状態も万全でないし、これからも絶対的なことにならない。その辺りを一応整理してあげないと話が進まないと思う。「考え方として様々な意見が出て、それを基に仕上げた」という形になれば、皆さんも説明ができ、いろいろ聞かれても答えられるだろうから、そういった方向で進めてもらいたいと思う。

【委員長】

貴重なご意見、感謝申し上げる。いかがか。

【委員】

自分の意見を言っても良いか。意見というか、この案の中から選ぶとして、「これとこれが良いのではないか」というのを言っても良いか。

【委員長】

はい。

【委員】

皆さん、最初に私が話したように、各まちづくり推進委員会はどこも交付金が足りないのだ。 今回増額されるということなので、私としては、金額に差があるとしても、各まちづくり推進委 員会にたとえ5万円でも10万円でもプラスされる方向で考えた方が良いと思う。

そうした場合、私は6番と8番(が良い)。これを重ねて見てもらったら分かるのだが、1つのまちづくり推進委員会を除き、全てのまちづくり推進委員会が加算されることになる。少ないと

ころは3万円で多いところ20万円という金額の差はあるとしても、皆が足りなくて困っているので、例え3万円であっても(加算してもらいたい)。「そうすると(ほぼ全部が加算されて)メリハリがつかず、意味がないのではないか」と言われるかもしれないが、私はこの案を推させてもらいたい。

【委員長】

いろいろご意見を賜った。しかし、先ほど委員がおっしゃったように、ご意見を賜りつつも何らかの形で今回は基準を示さないといけない。このうちのどれかにさせていただくか、もしくは、例えば他に案があるのであればご提示いただきたいと思う。

ただ、(案としては)これくらいではないかと正直思っている。やはり上限があるので、予算のなかでどのように考えるか、という意味ではこのくらいの選択肢しか、なかなかないのではないかなというふうには思っているが。いかがか。

【委員】

交付金の使途について、ちょっとお伺いしたい。

私のところは「金がなくて困っている」ということではなく、まちづくり推進委員会の力不足でしっかり使い切らないという部分も、もちろんある。

交付金をいただいている様々なところの事業を見てみると、言い方を悪くすれば、又貸しというか又助成というか。さらに次のところに交付金を使って助成をするということが見受けられる。本来、この交付金は、まちづくり推進委員会が関わって事業をする際に充てるものだろうと思うのだが、交付金で他の団体を助成するというのはどういったルールがあるのか。いろいろなものがたくさんあると思うが、それはそれで OK なのかという。ちょっと私には OK とは思えないけれども、そういうところのルールをはっきり示していただかないと。会計検査はないでしょうけれども、いずれにしても交付金なので。次から次へと助成していき、そこからその都度報告や計画が出ていれば良いが、恐らくそれはないかと思うので、そこら辺のルールをちょっとはっきりと教えていただきたいと思う。

【事務局】

他の団体というのは、構成している町内会とか自治会ではなくて、別の団体のことか。

【委員】

団体もあれば個人もある。

【事務局】

まちづくり推進委員会のなかの各町内会・自治会に交付金の一部が助成金ということで交付されているということか。

【委員】

それは私たちもやっているので、良い。そういうものではないものがいっぱいある。

【事務局】

それは例えば、地域の青年団や婦人会への助成ということか。

【委員】

そういうものもあると思うし、「個人でこれをしたから助成する」とか。差し障りがあるので詳

しいことは言わないけれども、そういう例もある。

【事務局】

まちづくり推進委員会の活動のなかで、例えば特定の業務なり作業を個人の方に委託やお願いをされて、それに対して謝礼を払われるということはあると思う。しかし、その使途を制限せずに、丸々地域や外部の個人に交付金の一部が支給されることはないというふうに思っているが。また、個別にちょっとお話させていただきたい。

【委員】

例えば、よく町内会にある婦人会や青年団とか、そういうところへ助成をする場合には、またこれはこれで、まちづくり推進委員会が市に交付金をお願いするようなルールが当然必要だと思うが。

【事務局】

その場合には、それぞれの構成団体がまちづくり推進委員会に申請と言うか、きちんと計画書を出し、事業実施後には実績報告書を出すということで、まちづくり推進委員会として全体の会計のなかできちんと整理されている。

【委員長】

時間となってしまった。私の進行の不手際で大変申し訳なかった。

今回、かなり多くのご意見を賜り、皆さんがどういう考えをお持ちなのかのということを、それぞれ認識いただけたかと思う。

今回いただいた意見を皆さんでもう1回ご検討いただいて、なおかつ、今回提案させていただいた資料3を中心とした資料をもとに、また次回、もう1度議論させていただいたうえで、検討委員会としての意見をまとめたいと思う。

あわせて、先ほど委員からいただいた「どういうものに使って良いかどうかという基準」についても、事務局で何らかのご提示をいただきたい。先ほど言ったように、突然実現できるというわけにはいかないので、ある程度時間を置きながら「本来、交付金を使えるものとそうでないもの」の基準を併せて示していければなと思う。

また、委員からいただいた宿題に対して今回議論できなかったので、次回、必ず議論させていただく。そのような形で進めさせていただきたいと思う。

時間が過ぎてしまい大変申し訳なかった。以上で本日の議論を終了させていただき、進行を事 務局にお返しする。

3 その他

【事務局】

資料 4 の説明だけ若干触れさせていただき、議論自体はまた次回ということにさせていただき たい。

~資料4について説明~

【委員長】

方向性としてはどのようなことを考えているか。

【事務局】

今後、市としても何らかの支援できればと思っているが、旭だけでなく浜田や他の自治区もい

ろいろな事情があるので、個別に現状を把握するところからさせていただいて、支援策を検討していきたいと思う。

【委員】

感謝申し上げる。事業費が管理費に持っていかれている状況なので、それが解消されれば、また全然違ってくる。今日は議論しないということなので、また次回、何らかの回答をいただけると思っておく。前向きに考えていただき、決定をしていただきたい。

【委員長】

方向性はお示しできると思うのだが、ただ、具体的な額などは先ほど言ったように調査をしないと。

【事務局】

議論いただいている年少加算や高齢加算の関係もあるので、全体が整理できたタイミングでお 示しできるのではないかな、と思う。

【委員】

資料 4 について、縁の里まちづくり推進委員会は公民館長も事務員になってもらっているが、 事務所は公民館ではなく「小波の里」という拠点である。

【事務局】

そういった点も含めて、個別にまた実態を把握していきたいと思う。

【委員長】

それでは、また次回議論させていただきたいと思う。 それでは事務局にお返しする。

【事務局】

次回の会議の予定について確認をさせていただきたい。次回の会議は8月に開催したいと思っているが……。

【委員長】

本来は全4回を予定していたのだが、議論の決着がつかなかったので、もう1回増やすという 方向を考えているということか。

【事務局】

もしよろしければ、もう1回増やして、ご検討いただければと思う。皆さんのご都合も考えながら。

【委員長】

もしもそれで、もう1回増やすという方向でさせていただくのであれば、8月の上旬と下旬に、 という形か。

【事務局】

おしゃるとおり、できれば8月に2回開催させていただきたい。

【委員長】

具体的に日にちはあるか。

【事務局】

前半と後半で言うと、3日の週と24日の週だが、この日は予定があるなどがあれば。

【委員】

8月頭の週は出席できない。長期間入院するため8月の盆明けまで不在にする。また、係長と話をさせていただく。

【複数の委員】

日程について、事務局に任せる。

【委員長】

では、事務局からご提示いただき、それで案内していただければと。

【事務局】

承知した、またご案内させていただくので、よろしくお願いする。 事務局からは以上である。他にないようであれば、本日の会議は終了と……。

【委員】

大方終わったのに失礼する。どうもこのまま進みそうな気がするので、ちょっと言わせていた だく。

さっきの実態調査、できるだけ早めにしっかりとやっていただきたい。維持管理費は地域によって雲泥の差があるので、その辺りを反映しないと現場(の不平不満)は収まらない。

それからもう1つ。今、市は条例をつくるなどして、「地域づくりをどんどんやっていこう」という動きがある一方、この1億1,000万円が頭打ちになっており、そのなかで上手く考えるということは無理難題である。前にも言ったように、事務局は大変だろうがいくらかの(追加予算額の)獲得を頑張ってほしい。こういうことを言っておけば、何か良い答えが出そうな気がする。お願いする。

【事務局】

応援していただき感謝申し上げる。

それでは、以上をもって本日の会議を終了する。皆さん感謝申し上げる。

(閉会 16:40)